

USPTO 第1回特許品質サミット(Patent Quality Summit)を開催

2015年3月31日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

USPTO は、2015年3月25日と26日の2日間にわたり、アレキサンドリアのUSPTO本庁舎において第1回目となる「特許品質サミット(Patent Quality Summit)」を開催した。

これは、USPTO が2015年2月5日に発表¹した、特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム「Enhanced Patent Quality Initiative」の中で 品質維持向上のために、①優れたオフィスアクション、庁内手続、②優れた品質評価、③優れた顧客サービスの3本の柱の下、新たに提案している6つの取り組みについてユーザーからのインプットを得るために開催されたもの。

当日、本庁舎への参加者は、200名を超え、また、ウェブオンラインによる参加も可能であった。

(参考)新たに提案された6つの取り組み

- ① 出願人が審査過程のレビューを申請し、その中からランダム抽出により品質保証部によりレビューが行われる制度の創設
- ② 審査開始前における自動先行技術調査の実施(新しいサーチツールの提案も含む)
- ③ 審査査記録の明確化
- ④ 品質評価指標の見直しと改善
- ⑤ 現行の審査モデルの見直しと審査の質に対する影響の分析(出願人との密なやりとりの下で審査を行う)
- ⑥ 審査官と出願人との面接場所の拡大(特許資料等の所有機関である地方図書館、審査官の勤務地、その他、審査官が出向いて行って面接を実施する場所など)

開会にあたり、Michelle Lee 長官からは、特許品質について話し合うこのような会合は、USPTO の歴史上初めての試みであり、様々な知見を持った人達から有益なインプットをもらうことができる。AIA により USPTO は、財政面での柔軟性が生まれ、長期的な視点

¹ https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/pdf/20150205.pdf

で施策に投資が可能となった。これからはスピードだけでなく品質が重要であり、そのための施策をユーザーと共に考え実行していきたいとのコメントがなされた。

開会の辞に続き、「Perspectives on the Importance of Quality」と題したパネルディスカッションが行われ、同パネルには、Paul Michel 元連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) 首席判事、知的財産権者協会 (IPO) 役員 の Manny Schecter 氏 (IBM 社 社 長 特 許 弁 護 士)、Roy Waldron 氏 (Pfizer 社 社 長 知 的 財 産 弁 護 士)、ならびに、ミズーリ大学の Dennis Crouch 教授がパネリストとして参加した。

パネルディスカッションでは、特許品質 (Patent Quality) の定義は曖昧であるものの、特許品質を決定付ける要因として、クレーム範囲の明確さ、および、正確な審査記録が必要である、また、特許品質は、権利付与を行う USPTO のみの責任でなく、出願人と審査官の共同責任であるという点において、パネリストは共通の認識を有していた。

25 日午後の部では、USPTO が提案している施策案①(出願人による審査レビュー申請)および②(審査開始前の自動先行技術調査)について、参加者が 10 人程度のグループに分かれ、自由にブレインストーミングが行われた。

26 日の部では、USPTO から施策案③(審査記録の明確化)、④(品質評価指標の見直しと改善)、⑤(現行簡易審査モデルの見直し)、および、⑥(審査官対面インタビューの強化)について参加者と意見交換が行われ、全体の意見交換に引き続き、前日同様に少人数でのブレインストーミングが行われた。

④に関する討議では、多くの参加者から、事務手続に係る品質の評価と特許品質の評価は異なるものであるといったコメントがなされた。また、特許品質評価を行う際には、ユーザー評価を組み入れるべきであるといった提言がなされた。⑤に関する討議では、継続審査請求および最終拒絶通知に関する制度改正を行った上で同モデルを廃止する案などが提案された。

なお、更なる意見や提案は、2015 年 5 月 6 日まで受け付けている。

(参考)

「Patent Quality Summit」特設サイト(当日の内容がビデオで閲覧可能)

<http://www.uspto.gov/patent/initiatives/patent-quality-summit>